

# 前田北小いじめ防止基本方針

平成27年8月策定

令和7年4月改訂

札幌市立前田北小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害するばかりでなく、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす恐れのある重大な問題である。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得ることであり、どの児童にも被害者と加害者の両方になり得るといった危険性もはらんでいる。

これらのことから、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こりうる」ことを念頭に「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早期対応」について、前田北小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

よって、いじめ防止対策推進法13条の規定に基づき、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「前田北小いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## 1 いじめ防止等の対策の基本的な方向

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題である。児童一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できるようにすることが大切である。

そのためには、全ての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう指導しなければならない。

さらに、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、学校、家庭、地域、その他の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組む必要がある。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 2 いじめ防止等に関する基本的な方針

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、学校、家庭、地域が一体となって継続的に取り組む。

その実現のためには、全ての児童が、「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けることができるようにする。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、お互いの人格を尊重しあえる態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

学校に関わる関係者が一体となって、全ての児童が毎日の生活において安心して過ごし、自己肯定感や自己有用感を感じられるよう働きかける。

また、学校におけるいじめの問題は、学校、家庭、地域が連携して対応することが重要であることから、一体となって取り組んでいけるような普及啓発を行う。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行うとともに、家庭、地域と連携して、いじめの兆候やサイン（資料1）を見逃さないようにする。

そして、日頃から、児童や保護者が相談しやすい教育相談体制を整えるとともに、スクールカウンセラーの有効活用や電話相談窓口の周知、全市一斉の「悩みやいじめのアンケート」、本校独自の「あったかアンケート」の実施など、いじめの早期発見に当たる。

また、教職員一人一人がいじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処（アセスメントシートを活用）できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

さらに、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握（ICTも活用）のための校内体制づくりも行う。

### (3) いじめの早期対応

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、特定の教職員のみで対応せず、学年主任や特別支援教育コーディネーター、教務主任、教頭を通じて校長へ報告し、学校いじめ対策組織により全職員への情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図る。

なお、いじめがいったん解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースもあつたりすると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていく。

#### (4) 家庭や地域、関係機関等との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校と家庭・地域との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それが有効に機能するよう取り組んでいく。また、学校と家庭・地域が連携・協力した、子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する。

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察【4-(3)-⑤参照】、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図る。

そのため、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議（資料2）の開催など、情報共有体制を活用していく。

<児童及び保護者、地域等への説明>

- ① 入学時及び各年度の開始時に児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ② 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ③ 方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域の方が本校の「前田北小いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにする。

### 3 いじめ防止対策委員会（学校いじめ対策組織）の設置

#### (1) 目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

#### (2) 役割

- 前田北小いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 子ども理解と教職員の資質向上のための校内研修
- 「悩みやいじめのアンケート」（11月～全員聞き取り）  
「あったかアンケート」（5月、2月～内容に応じて聞き取り）の調査結果  
シャボテンログ、教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
- ※「悩みやいじめのアンケート調査の中学校への引き継ぎは、4～6年生時の調査結果をデータで送付する。
- ICTも活用した集約と共有
- 「いじめ」を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討
- 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針の検討
- 緊急対応（速やかに教育委員会に報告）

#### (3) 構成

- ・校長（組織責任者）、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、担任外、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員、必要に応じて校

長が委嘱した関係者

※いじめの疑いを把握した場合、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会を開催するものとする。なお、欠席者は、会議日以外に個別に意見を求めること。また、組織責任者である校長が不在の場合は、教頭が代理として業務に当たるが、責任者である校長に報告し決裁を得ることとする。

#### (4) 会議

- ・本委員会は、定例の会議を月に1回開催する。また、必要に応じて、臨時に開催する。
- ・「あったかアンケート」「悩みやいじめのアンケート」の実施月は、全学級の面談終了後、速やかに会議を開催する。その他の月については、可能な限りその月の月上旬に開催する。ただし、8月、1月については、学期はじめに速やかに行う。
- ・毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・本委員会は、学校いじめ対策組織としての会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況（自殺念慮や自殺企図等の情報を含む）については、会議録とは別に記録する。児童の進級・進学や転学の際も、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。（アセスメントシートの活用）なお、学校いじめ対策以外の内容については別途記録を作成する。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するため、認知及び解消については本委員会で判断する。

## 4 学校における取組

本校の基本方針に基づき、いじめの未然防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の実情に応じて推進する。また、教職員一人一人の心構えをしっかりともつ。

- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・児童とふれあう時間（中休み、昼休み、清掃などの時間、放課後）をできる限り多く取る。
- ・児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・いじめを見逃したり、気付きながら見過ごしたり、相談を受けながら対応を先延ばししたりしない。
- ・いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

### (1) 未然防止

#### ① 学級経営の充実

一人一人の子どもたちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりに努める。

#### ② 学習指導の充実

児童一人一人の学ぶ力を育成するための指導の在り方について研究し、実践する。

授業においては、一人一人の子どもが活躍できる場、できる喜び、分かる喜びが実感できるよう指導方法の工夫・改善に努め、児童の自己有用感や自己肯定感を高める。

#### ③ 道徳教育及び体験活動の充実

「いじめを行ってはいけない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、

規範意識を育てるため、自然とふれあう活動や宿泊行事等の体験的活動を充実させる。

#### ④ 異学年交流の充実

異学年交流（ひびきあい活動）による「あったかソーラン」「ひびきあいあおぞら集会」「ひびきあいお楽しみ集会」等を継続する中から、異学年で協力したり協調したりすることを学び、心の通じ合うコミュニケーション能力を育てる。

#### ⑤ 「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組の推進

委員会活動や学年・学級が主体となった「あいさつ運動」「ありがとうポスト」等を、年間を通して行い、いつでも・どこでも・だれとでも気持ちのよい挨拶、感謝の気持ちを表すことができる児童を育てる。

### （２）早期発見

#### ① 日常的な観察

日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。（サインチェックシートの活用）

#### ② 「あったかアンケート」「悩みやいじめのアンケート」

「あったかアンケート」（５・２月）の実施では、回答の内容に応じて、児童の面談を行う。市教委の「悩みやいじめのアンケート」（１１月）については、児童全員の面談を行い、実態把握と状況の改善を行う。

#### ③ 心の健康観察アプリ「シャボテンログ」の活用

１人１台端末で「シャボテンログ」を活用し、児童が毎日入力した内容をもとに心身の健康状態を把握し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

#### ④ 教育相談体制の整備

いじめアンケートの結果から必要に応じて面談を行い、スクールカウンセラー等と連携し、児童及び保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

#### ⑤ 子ども理解に関する研修（含いじめ防止）の実施（年１回）

いじめの基本認識の共有をはじめとする子ども理解に関する指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の資質向上を図る。

（本文書を活用）

### （３）早期対応

学校としての対処手順については、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に準ずる。

#### ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の確実な把握を行う。

（アセスメントシートの活用）

#### ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

<いじめを受けた児童又は、その保護者に対する支援>

☆児童に対して

- ・事実確認をしっかりと行う。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心の安定を図る。

- ・心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。(いじめの解消の目安である、少なくとも3か月に至るまでの間)
- ・必ず解決できるという希望がもてるよう話す。

☆保護者に対して

- ・早急に保護者と連絡を取り、面談するなどして事実関係を伝える。ただし、緊急性が高い場合は、発見したその日のうちに複数の教職員で家庭訪問するなどし、保護者と面談する。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・家庭で児童の変化に注意して継続して観察してもらい、学校から定期的に連絡をとるとともに、継続して家庭と連携しながら解決に向かって取り組んでいくことを伝える。

<いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言>

☆児童に対して

- ・事実確認を更にしっかりと行うとともに、児童の気持ちをしっかりと聞き、児童の背景にあるものを探る。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるよう語りかける。

☆保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連携しながら解決に向けて取り組んでいくことを伝える。

★周りで、はやし立てる児童への対応

- ・はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることが理解できるように指導する。

★見て見ぬふりをする児童への対応

- ・いじめは他人事ではないことが理解できるように指導し、いじめを知らせる勇気がもてるようにする。また、傍観は、いじめ行為の加担と同じであることに気付くことができるように指導する。

- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められたときは、保護者と連携しながら、一定期間、別室等において学習を行うことができるようにする。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない

らない。

#### (4) 緊急性が高い事案及び重大事態等への対処

緊急性が高い事案及びいじめの重大事態につながるものが懸念される事案、重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに連携して対応に当たる。また、教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用を含めて学校と連携して対応に当たる。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態を防止するために行う。

学校としての対処については、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に準ずる。

重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
具体的には次の様なケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

#### (5) ネット上のいじめの対応

- ① ネットパトロールで発見され、報告を受けたネット上の不適切な書き込み等に対して、直ちに関係機関に削除を依頼する。
- ② 情報教育担当者を中心に対応方法（ネット上のいじめ防止に係る指導を含む）を検討し、迅速かつ適切に対応していく。
- ③ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を推進する。また、「小中一貫した教育」のパートナー校及び地域とも連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。
- ④ 保護者に対しても懇談会等で現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンやパソコンの使用に関する約束事」を決めるよう依頼する。

#### (6) いじめの解消

いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、本委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び園保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【「国のいじめの防止等のための基本的な方針」より】

#### (7) 集約と共有

いじめに関する情報は、アンケート結果など過年度の情報も含め、児童ごとに情報をまとめるな

どして、経年的に把握できるようにし、本委員会において集約と共有を図る。

## 5 取組の評価について（PDCAサイクル）

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の中で適正に本校の取組を評価し、改善に生かす。

- (1) 学校評価の評価項目に「いじめ防止等の取組」に関する項目を位置付ける。
- (2) 前期、後期ごとに具体的な取組を自己評価し、見直しや改善を加えていく。

### 【資料1】

#### 1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅刻・欠席が増える。</li> <li>・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。</li> <li>・先生と視線が合わず、うつむいている。</li> <li>・特に用事がないのに、教職員に近づいてくる。</li> <li>・一緒に登下校する友達が違ってくる。</li> </ul>
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気がなく、表情がさえない。</li> <li>・体調不良を訴える。(頭痛、腹痛、吐き気等)</li> <li>・提出物を忘れて、期限に遅れたりする。</li> <li>・担任が教室に入室後、遅れて入室する。</li> <li>・欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室、トイレに行くようになる。</li> <li>・授業道具等の忘れ物が目立つ。</li> <li>・机の周りに物が散乱している。</li> <li>・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。</li> <li>・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。</li> <li>・他の児童から発言を強要されたり、個人名が出されたりする。</li> </ul>
休み時間 掃除時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち物にいたずらされる。</li> <li>・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。</li> <li>・遊びと称して、友達とふざけあっているが表情がさえない。</li> <li>・掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。</li> </ul>
帰りの会 放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。</li> <li>・慌てて下校する。</li> <li>・いつまでも学校に残っている。</li> <li>・靴や傘など、持ち物がなくなる。</li> </ul>

## 2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。</li><li>・ ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。</li><li>・ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。</li><li>・ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。</li></ul>

## 3 教室でのサイン

サイン
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 嫌なあだ名が聞こえてくる</li><li>・ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。</li><li>・ 何か起こると特定の児童の名前が出る。</li><li>・ 筆記用具等の貸し借りが多い。</li><li>・ 机やイス、教材等が散らばっている。</li><li>・ 壁などにいたずら、落書きがある。</li></ul>

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

## 4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校や友達のことを話さなくなる。</li><li>・ 友達やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。</li><li>・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。</li><li>・ 電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。</li><li>・ 遊ぶ友達が急に変わる。</li><li>・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</li><li>・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。</li><li>・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。</li><li>・ 食欲不振、不眠を訴える。</li><li>・ 学習時間が減る。</li><li>・ 成績が下がる。</li><li>・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。</li><li>・ 家庭にある物、金銭がなくなる。</li><li>・ 大きな額の金銭をほしがる。</li></ul>

## 【資料2】

### <電話での相談窓口>

○いじめ電話相談（少年相談室）（24時間）	0120-127-830
○全国統一の教育相談ダイヤル（24時間）	0570-078-310（ナビダイヤル）
○いのちの電話 011-231-4343（24時間）	0570-783-556（ナビダイヤル）
○子どもアシストセンター	0120-66-3783（子ども専用電話） 011-211-3783（大人用）
○札幌市児童相談所	011-622-8630
○子ども安心ホットライン	011-622-0010
○子ども人権110番	0120-007-110
○チャイルドライン	0120-99-7777

### <メールでの相談窓口>

○子どもアシストセンター	assist@city.sapporo.jp
--------------	------------------------

### ○札幌市いじめ対策連絡協議会

市立学校の児童生徒の健全育成に向け、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等と連携を図り、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの未然防止や対応等について情報交換や意見交流等を行う。

### ○札幌市子どもの命を守る連携協力会議

学識経験者、児童精神科医、校長会等との連携を図り、いじめによる市立学校の児童生徒の自殺等の重大事態の現状と課題を把握するとともに、自殺予防のための取組の充実と緊急時の支援体制の構築に向けて連携を深めるとともに、意見交流等を行う。